経営者保証に関する取組方針

稚内信用金庫は、「経営者保証に関するガイドライン」(以下、「ガイドライン」という。)の趣旨や内容を踏まえ、お客さまへのご融資に関してガイドラインをより浸透・ 定着させていくための態勢を整備し、金融仲介機能を最大限に発揮することで地域金融機関としての社会的使命と責任を果たすよう努めて参ります。

○ お客さまへのご融資においては、従前どおり担保や保証に過度に依存せずお客さま の事業内容や成長可能性を適切に評価するなどして総合的に判断し、経営者保証を求 めない可能性や経営者保証の機能を代替する手法について、お客さまの意向を踏まえ 検討いたします。

なお、稚内信用金庫との融資取引が初めてのお客さまについては、原則、一定期間経営者保証のご契約を締結いただきますが、この場合においても経営者保証の機能を代替する手法について検討いたします。

- 上記の検討を行った結果、経営者保証を求めると判断した場合、保証契約が必要な理由等に関して、お客さまの知識・経験に応じて丁寧かつ具体的な説明を行い、ご理解を得られるよう努めて参ります。
- お客さまから既存の経営者保証の変更・解除等の申入れがあった場合は、改めてガイドラインに基づき検討を行い、その結果についてお客さまの知識・経験に応じて丁寧かつ具体的な説明を行います。

また、保証債務整理の申し出を受けた場合についても、ガイドラインに基づき誠実に対応いたします。

○ 事業承継時には、原則として経営者、後継者の双方から二重で経営者保証は求めないこととし、例外的に二重に保証を求めることが必要な場合には、お客さまの知識・経験に応じて丁寧かつ具体的な説明を行います。

以上